

西東京市工事成績評定実施要領

第1 目的

この要領は、西東京市契約事務規則（平成13年西東京市規則第58号。以下「規則」という。）第66条の2の規定に基づき、工事の請負契約に関する成績の評定（以下「評定」という。）を実施するために必要な事項を定め、厳正かつ適切な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

第2 評定の対象

評定は、西東京市検査事務規程の運用基準（平成22年6月30日付22西総契第37号市長決裁）第2第2号の規定による検査員検査の対象となる工事のうち、1件の契約金額が250万円を超えるものについて、西東京市検査事務規程（平成13年西東京市訓令第26号。以下「規程」という。）第3条第1号に規定する完了検査の際、行うものとする。ただし、次の工事については、評定を省略することができる。

- (1) 電気、電話、ガス又は下水道の引込み工事
- (2) 維持補修工事
- (3) 解体、除却、撤去等の工事
- (4) 機器の設置、交換又は補修の工事
- (5) 災害等に伴う緊急工事
- (6) その他評定に適しない工事

2 契約金額を変更した場合、前項の評定の対象となる契約金額は、変更する前の当初の契約金額とする。

第3 採点基準

評定の採点基準は、次の表による4段階とする。ただし、評定する項目の性質を勘案し、より適切な評定を行うために必要であるときは、項目ごとに別に基準を定めることができる。

評 定	採点基準
良 好	十分である。明確で、わかりやすい。記録の整理に工夫が見られる。
標 準	支障なく対応された。 なお、当該工事に該当しない項目については、「標準」を選択する。
やや劣る	記録の提出は適時であったが、修正が必要であった。 または、施工への影響が心配されたので、監督員が書面で是正を指示した。
劣 る	監督員が書面で是正を指示したが、速やかに対応されなかった。

第4 総合評定

第3の規定により評定した各項目について、配点を合計し、評価点を算出する。この評価点をもって、次の表に定める総合評定を判断するものとする。

総合評定	評価点（100点満点）	評価の内容
A	85点以上	他の模範となる優秀な工事
B	75点から84点まで	良好な工事
C	65点から74点まで	標準的な工事
D	55点から64点まで	改善を要する工事
E	54点以下	今後の指名に影響を及ぼす工事

第5 評定者

工事の成績評定を実施する者（以下「評定者」という。）は、規則第62条に定める監督員、監督員が所属する課の係長又は職員並びに規程第5条第1項第2号又は第3号の職員（以下「検査員」という。）とする。

第6 評定の方法

評定に当たり、評定者は、工事成績評定表（様式第1号）及び工事成績評定表の考査項目（様式第2号の1から様式第2号の4まで）（以下「評定表等」という。）を作成する。

2 評定者が作成する評定表等は、次のとおりとする。

- (1) 監督員は、様式第2号の1から様式第2号の2まで（所見を含む。）
- (2) 監督員の上司は、様式第2号の3（所見を含む。）
- (3) 検査員は、様式第2号の4（所見を含む。）

第7 評定表等の取扱い

作成した評定表等は、総務部契約課長（以下「契約課長」という。）の決裁を受けるとともに、決裁後、速やかに工事を担当した課の長（以下「工事担当課長」という。）に送付するものとする。

- 2 契約課長は、前項の評定結果を受け、必要に応じて工事担当課長と協議するものとし、協議結果を西東京市指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）の委員長及び委員（以下「委員長等」という。）に報告するものとする。
- 3 契約課長は、評定結果を受けて受注者に工事成績通知書（様式第3号）をもって通知するものとする。ただし、前項の場合は、協議結果を受けて通知するものとする。
- 4 契約課長は、第1の目的のため年間の評定結果を取りまとめ、工事担当課長と協議を行い、その結果を委員長等に報告するものとする。
- 5 第1の目的以外に評定表等を使用する場合は、委員長等が協議の上、決定するものとする。

第8 評定への説明請求

第7による通知を受けた者は、評定に疑義があるときは、口頭又は書面により、契約課長へ説明を求めることができる。

- 2 前項の説明を求められたときは、契約課長は、工事担当課長とともに、速やかに

対応しなければならない。

第9 評定への苦情申立て

第8による説明を受けた者は、説明に疑義があるときは、通知を受理した日の翌日から起算して14日（西東京市の休日を定める条例（平成13年西東京市条例第3号）による休日（以下「休日」という。）を含む。）以内に、総務部長へ書面により苦情を申し立てることができる。

- 2 総務部長は、前項による申立てを受理したときは、西東京市入札・契約制度調査検討委員会に付議し、その結果を書面により回答するものとする。

第10 評定への再苦情申立て

第9による申立てをした者は、第9第2項による回答に疑義があるときは、回答を受理した日の翌日から起算して14日（休日を含む。）以内に、市長へ書面により再苦情を申し立てることができる。

- 2 市長は、前項による申立てを受理したときは、委員会に付議し、その結果を書面により回答するものとする。

第11 評定の修正

評定者は、第7の通知をした後、苦情又は再苦情の申立てに係る審査結果その他の理由により、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

- 2 契約課長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

第12 評定表等の保存

作成した評定表等は、総務部契約課で管理し、5年保存とする。

第13 優秀な工事の公表及び表彰

総合評定がAに該当する工事については、成績優秀な工事として、市のホームページで公表するよう委員長等に推薦する。

- 2 前項の規定により公表する事項は、工事件名、受注者名、技術者名及び現場代理人名とする。
- 3 総合評定がAに該当する工事のうち、当初の契約金額が500万円以上の工事については、別に定める優秀工事表彰実施要領に基づき、成績優秀な工事として表彰する。

第14 改善の要請

契約課長は、総合評定がDに該当する工事を施工した受注者に、事情聴取の上、書面又は口頭で改善の要請を行うものとする。

- 2 総合評定がDに該当すると確定した日の翌日から起算して2年以内に、再度、総合評定がDに該当すると確定した者については、西東京市指名競争入札指名基準（平成13年1月25日付12西総管第3号市長決裁）第4第1号イの規定により、問題が改善されたことを確認できるまで、指名を制限する。
- 3 前項の規定による改善の確認は、該当する者が改善の計画書等を提出し、これを契約課長その他関係する工事担当課長が審査し、問題が改善されたと判断することをもって行う。

第15 成績不良

契約課長は、総合評定がEに該当する工事を施工した受注者について、事情聴取の上、西東京市指名停止基準（平成13年5月14日付13西総契第12号市長決裁）第3第3号の規定により3月以上6月以内の指名停止とするよう委員会に付議する。

- 2 前項の規定により、指名停止となった者は、問題を改善するための計画書等を提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年12月20日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成23年6月20日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の日前までに、既に完了検査を実施した評定の対象工事（平成23年4月1日以降に完了検査を実施した工事）については、この要領を適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月1日から施行する。

工 事 成 績 評 定 表

(様式第1号)

契約課	課長	課長補佐	係長	主査	係	事業執行課	課長	係長	係	工事担当課	課長	係長	係

契約番号	西総契第 号	工事件名											
契約金額	¥ 円	工事場所											
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日												
受注者													
現場代理人	主任技術者				監理技術者								
完了日	平成 年 月 日				検査年月日		平成 年 月 日						
監督員の上司					検査員								
監督員					総合評定								
審査項目	考 査 点				85点以上				A評定				
	監督員	監督員の上司	検査員										
施工体制	点	/		/		75~84点				B評定			
施工状況	点	点	点		65~74点				C評定				
品質管理・その他	点	点	点		55~64点				D評定				
出来形及び出来栄	/		点	点		54点以下				E評定			
合格基礎点	点	点	/		総合評点				判 定				
評 点 合 計	計	点	点	点									
	考 査 比 較	×0.5	×0.2	×0.3									
	評 点	点	点	点									
総合評価方式	労務単価の虚偽記載(10点減点)				- 点		※評点は、小数点以下第2位を四捨五入し、総合評点は、小数点以下第1位を四捨五入し整数とする。						
	その他の提出書類の虚偽記載(5点減点)				- 点								
業種別	1. 土木 2. 下水 3. 建築 4. 水道 5. 設備(電気・機械) 6. 塗装 7. その他												
所 見	監 督 員						検 査 員						

監督員の「施工体制」の評定は、「良好」から「劣る」までの4段階です。
4段階のうち、いずれか1つを選び、「評定」欄の該当する箇所に、1を入力してください。

「施工体制」の評定基準(概要)

【良好】…十分である。明確で、わかりやすい。記録の整理に工夫が見られる。
【標準】…支障なく対応された。
【やや劣る】…記録の提出は適時であったが、修正が必要であった。 または、施工への影響が心配されたので、監督員が書面で是正を指示した。
【劣る】…監督員が書面で是正を指示したが、速やかに対応されなかった。

「施工体制」の評定 【印は、評定基準(詳細)があるもの】

考査項目		番号	考査対象項目	評定【1を入力】			
大区分	小区分			良好	標準	やや劣る	劣る
施工体制	施工体制一般	1	【書類一般】 工事着手届、現場代理人通知書、主任・監理技術者通知書、労災保険加入確認書、請負代金内訳書、協議があった場合の協議書等は、適時に提出され、内容も適切であったか。				
		2	【下請負人の書類】 下請負人を使用した場合…施工体制台帳、施工体系図または工事下請負人使用状況届について、適時に提出され、内容も適切であったか。 下請負人を使用しなかった場合…現場で、請負業者以外の業者が、施工に従事していなかったか。				
		3	【下請負人の現場確認】 下請負人を使用した場合…施工体制台帳、施工体系図または工事下請負人使用状況届に記載された内容と、現場の施工体制とが一致していたか。 下請負人を使用しなかった場合…請負業者の施工体制が適切であったか。				
		4	【下請負人の再確認】 下請契約書の提出を求めた場合、または契約金額3000万円(建築4500万円)以上の工事で、工事下請負人使用状況届が提出された後で、再確認のため施工体制台帳・施工体系図の提出を求めた場合…速やかに提出され、現場の体制と一致したか。 上記の提出を求めなかった場合…監督員が、現場で施工体制について説明を求めたとき、適切に対応され、説明内容と現場の体制とが一致したか。				
		5	【市内業者の優先使用】 請負業者が市外業者の場合…下請負人に市内業者を使用したか。 請負業者が市内業者か、下請負人を使用しない場合…現場代理人、主任技術者または監理技術者(以下「現場代理人等」という。)は、施工体制の全般を的確に把握し、全体を管理したか。				
		6	【下請負人の施工能力】 下請負人を使用した場合…下請負人の施工能力は、すべての施工過程において適切であったか。 下請負人を使用しなかった場合…請負業者の施工能力は、すべての施工過程において適切であったか。				

施工体制	現場代理人・技術者	7	【現場代理人の適正・常駐】 現場代理人は、現場の管理運営に必要な知識と経験を有する者であって、現場に常駐していた。本工事の用務で現場を離れるときは、所在が明らかであったか。				
		8	【現場代理人の調整能力】 現場代理人は、監督員へ、積極的に連絡、報告等を行い、報告等の時期・内容も適切であったか。				
		9	【技術者の適正・専任】 契約金額2,500万円未満で専任でなくてよい場合・・・主任技術者は、施工に必要な知識と経験を有する者であった。本工事の用務で現場を離れるときは、所在が明らかであった。 契約金額2,500万円以上で専任の場合・・・主任技術者または監理技術者（以下「技術者」という。）は、施工に必要な知識と経験を有する者であった。本工事の用務で現場を離れるときであっても、いつでも現場に戻ることができる体制にあった。				
		10	【施工体制の把握】 現場代理人等は、施工体制を十分に把握し、積極的に工事従事者を指導し、良好に施工した。				
		11	【設計図書の把握】 現場代理人等は、契約書・設計図書の内容をよく理解し、施工した。				
小計				0	0	0	0
				入力エラーがあると、メッセージが表示されます！			

「施工体制」の評定基準（詳細）

<p>【標準】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、2 …書類を適時に提出したが、内容に一部の修正が必要であった。 2 …現場で、請負業者以外の業者であると、明らかに認められる者は、従事していなかった。 3、4 …現場の施工体制は、一部、提出書類と異なる点があったが、速やかに修正された。 3 …請負業者の施工体制が、一部適切でない点があったが、速やかに修正された。 4 …説明された内容と、現場の体制とが、一部、異なる点があったが、速やかに修正された。 5 …下請負人に市内業者を使用しなかったが、市内業者では施工できない内容であった。 5 …現場代理人等は、施工体制について、おおむね把握していた。 6、6 …施工能力は、一部の施工過程で適切でなかったが、速やかに対処された。 7…現場代理人は、現場の管理運営に必要な知識や経験が、少し足りないところがあったが、現場に常駐しており、本工事の用務で現場を離れるときは、所在が明らかであった。 9 …主任技術者は、施工に必要な知識や経験が、少し足りないところがあったが、本工事の用務で現場を離れるときは、所在が明らかであった。 9 …技術者は、施工に必要な知識や経験が、少し足りないところがあったが、本工事の用務で現場を離れるときも、いつでも現場に戻ることができる体制であった。
<p>【やや劣る】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、2 …書類の提出時期が遅れた。 または、提出時期は適切であっても、内容に多くの修正を要した。 2 …現場で、請負業者以外の業者に属する者が従事していたが、修正された。 3、4 …書類に記載された内容と、現場の施工体制とに、異なる点が多数あった。 3 …請負業者の施工体制が、適切でない点が多数あった。 4 …説明された内容と、現場の体制とが、異なる点が多数あった。 5 …市内業者でも施工できる内容であるが、下請負人に市内業者を使用しなかった。 5 …現場代理人等の施工体制の把握は適切でなく、施工に影響が出ることが懸念された。 6、6 …施工能力が適切でない点は、多く見受けられた。 7…現場代理人は、現場の管理運営に必要な知識や経験が、足りないところがあり、現場に不在で、所在が明らかでないことがあった。 9 …主任技術者は、施工に必要な知識や経験が、足りないところがあり、所在が明らかでないことがあった。 9 …技術者は、施工に必要な知識や経験が、足りないところがあり、現場にいないことや、所在が明らかでないことがあった。

監督員の「施工状況・品質管理・その他」の評定は、「良好」から「劣る」までの4段階です。ただし、34番は2段階です。
各段階のうち、いずれか1つを選び、「評定」欄の該当する箇所に、1を入力してください。

「施工状況・品質管理・その他」の評定基準(概要)

【良好】…十分である。明確で、わかりやすい。記録の整理に工夫が見られる。
【標準】 品質管理以外…支障なく対応された。 なお、当該工事に該当しない項目については、「標準」を選択する。 品質管理…「施工状況」の評定基準(詳細)を確認のこと。
【やや劣る】 品質管理以外…記録の提出は適時であったが、修正が必要であった。 または、施工への影響が心配されたので、監督員が書面で是正を指示した。 品質管理…「施工状況」の評定基準(詳細)を確認のこと。
【劣る】…監督員が書面で是正を指示したが、速やかに対応されなかった。

「施工状況・品質管理・その他」の評定

大区分	小区分	番号	審査対象項目	評定【1を入力】			
				良好	標準	やや劣る	劣る
施工状況	施工状況一般	1	【施工計画書】 施工計画書が適時に提出され、内容も適切であったか。				
		2	【施工計画書と現状】 施工計画書と施工状況とは、一致していたか。施工計画書の内容を変更する必要があった場合は、監督員へ報告され、必要な措置が講じられたか。				
		3	【日常の出来形】 施工中、日常の出来形について、監督員が記録の提示・提出を求めた際、速やかに対応されたか。				
		4	【日常の工事】 日常の工事記録写真は、整理されており、適切に管理されていたか。				
		5	【日常の整理整頓】 現場、資材置場等では、日常的に整理整頓がされており、材料、機械器具等の配置にも工夫が見られ、清掃も十分されていたか。				
		6	【建設副産物対策】 建設副産物の処理・リサイクルの取組みは、適切であったか。				
		7	【建設業退職金共済】 建設業退職金共済への加入を示す標識(建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識)を、工事関係者・公衆の見やすい場所に掲示していたか。 また、契約金額が特記仕様書に定めた額に達した場合は、掛金収納書を提出したか。				
		8	【施工体系図の掲示等】 下請総額3,000万円(建築4,500万円)以上…施工体制台帳が現場に備えられ、施工体系図を工事関係者・公衆の見やすい場所に掲示していたか。 下請総額が未満の場合…労災保険の加入を示す標識を、工事関係者・公衆の見やすい場所に掲示していたか。				
工程管理	9	【工程表】 施工過程で工程を見直す必要が生じた場合を含め、工程表が適時に提出され、内容も適切であったか。					
	10	【工程表と現状】 工程表に基づき、工程管理がされ、現場の進捗状況が一致していたか。工程表の内容を変更する必要があった場合は、監督員への報告がされ、必要な措置が講じられたか。					
対外関係	11	【住民への事前説明】 地域住民との間に、トラブルが生じないよう、広報等を行ったか。					
	12	【苦情対応】 苦情について、誠意をもって対応し、解決に努めたか。また、苦情処理の経過を、監督員に遅滞なく報告し、記録したか。					
	13	【周辺環境】 現場周辺の環境に配慮したか。					
	14	【官公庁への届出等】 埋蔵物に関する手続きを含め、関係官公庁への届出等は、適切に行われたか。					
	15	【関連工事への配慮】 関連する工事との調整を行い、円滑な進捗に努めたか。					

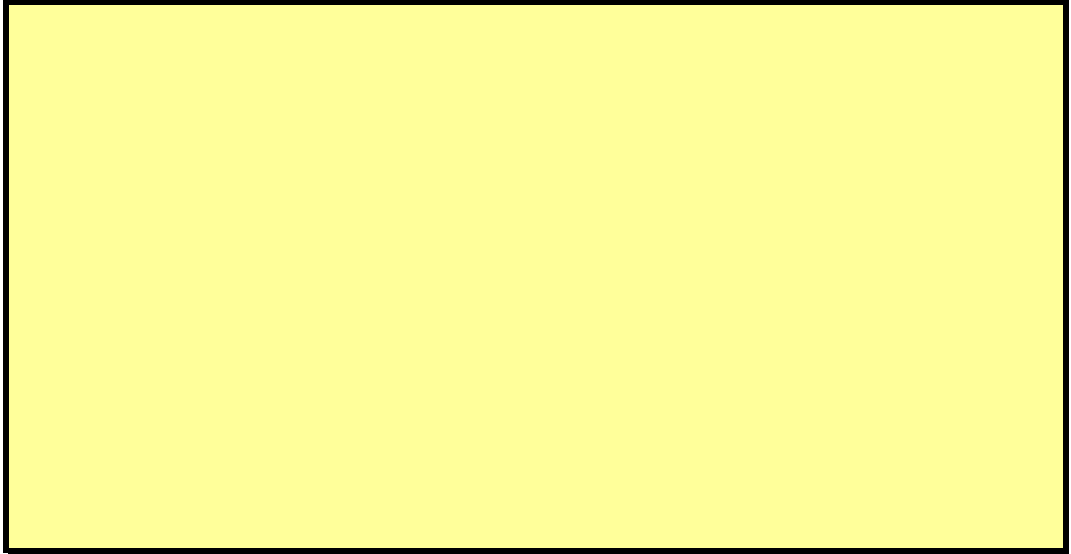
施工状況	安全対策	16	【安全教育・巡視】 安全確保のためのミーティング、教育、巡視等を、適時に行っていたか。				
		17	【安全保護具】 工事従事者は、ヘルメット、安全帯等、作業に応じた保護具を着用していたか。また、保護具の点検は、規定どおりに行われていたか。				
		18	【安全な労働環境の確保】 危険・有害要因の除去・低減の徹底を図り、工事従事者が安全に作業できる環境の確保に努めたか。				
		19	【健全な労働環境の確保】 作業中、適宜に休憩時間をとる等、工事従事者が健全に作業できるよう環境の確保に努めたか。				
		20	【器具点検】 機械器具、車両等の点検・整備がされていたか。				
		21	【保安施設】 安全標識・保安施設等の整備・設置・管理が適切で、内容が施工計画書と一致していたか。				
		22	【交通誘導員等】 交通誘導員等の配置が適切で、施工計画書と一致していたか。				
		23	【仮設】 土留、足場等の必要な仮設が適切に整備・管理されていたか。				
品質管理	品質管理	24	【品質規格証明書】 材料の品質規格証明書が整理されており、適時に提出され、内容も適切であったか。				
		25	【日常の品質管理】 施工中、日常の品質管理について、監督員が記録の提示・提出を求めた際、速やかに対応できたか。				
		26	【品質試験の実施】 品質試験は、頻度・項目とも必要数が実施されていたか。				
		27	【品質試験の結果】 品質試験の結果は、規格値を満たしていたか。				
		28	【目的物の試験結果】 工事目的物に、必要な試験が実施され、結果が規格値を満足していたか。				
		29	【施工管理基準の遵守】 施工管理基準に基づき、品質管理が行われていたか。				
		30	【目的物の養生】 工事目的物の品質が維持されるよう、適切に養生されていたか。				
		31	【材料の保管】 材料の品質が維持されるよう、適切に保管されていたか。				
その他	その他	33	【創意工夫】 施工方法等について提案が出される等、現場をよく確認し、現場に見合った創意工夫が見られたか。				
		34	【特別の加点】 その他、監督員として、特に加点評価すべき事項があったか。 便宜上、特に加点したい事項があれば「良好」を、加点したい事項がなければ「標準」を選択する（「良好」は2点、「標準」は0点となる。）。				
小計				0	0	0	0
				入力エラーがあると、メッセージが表示されます！			

「施工状況・品質管理・その他」の評定基準（詳細）

<p>【標準】</p> <p>1、9・・・期日までに提出され、内容についても、おおむね問題なかった。 3、4・・・管理が行われ、記録が整理されているが、整理の方法に工夫を要する。 7・・・建設業退職金共済に加入していないときは、中小企業退職金共済への加入を確認できる書面があれば、「標準」とする。 品質管理24～32・・・記録の整理に工夫を要するが、適切な品質、養生等であることを確認できる。</p>
<p>【やや劣る】</p> <p>1、9・・・期日までに提出されたが、内容に多くの修正を要した。 3、4・・・管理や記録の整理に、不備があった。 7・・・建設業退職金共済にも、中小企業退職金共済にも加入していなかった。 品質管理24～29・・・不備があり、再試験により規格値を満足していることが確認された。 または、証明書等が不備であり、追加資料により確認できた。 品質管理30・31・・・養生・保管の方法について、一部確認できないところがあった。 品質管理32・・・契約数量を満たしていない。</p>

監督員(所見)

次の枠内に、監督員としての所見を記載してください。

A large, empty rectangular box with a black border, intended for recording observations. The box is currently blank and occupies the majority of the page's width and height.

監督員の上司の評定は、「良好」から「劣る」までの4段階です。ただし、6番は2段階、また、19番は3段階です。

各段階のうち、いずれか1つを選び、「評定」欄の該当する箇所、1を入力してください。

考査項目		番号	考査対象項目	評定【1を入力】			
大区分	小区分			良好	標準	やや劣る	劣る
施工状況	施工管理	1	事前に現場を調査・確認し、より適切な施工のため、書面で提案した。				
		2	現場に適した、大きさ・能力・環境配慮がなされた、機械・機器を選定し、使用したか。				
		3	監督員が、施工状況の確認のため立会い、資料請求等を行った際、適切に対応されたか。				
		4	軽油を燃料とするディーゼルエンジン仕様の自動車・機械を使用する際、JIS規格に合った軽油を使用したか。				
		5	建設副産物の処理・リサイクルの取組みが適切であったか。				
		6	エコセメント製品またはグリーン購入法適合商品を使用したか。 【使用した場合「良好」、使用しなかった場合「標準」を選択】				
		7	下請負人を使用する場合・・・元請・下請間の作業分担と責任の範囲が、書面で確認できたか。 下請負人を使用しない場合・・・請負業者内部の作業分担は、適切であったか。				
		8	施工管理基準に基づく管理記録が、整理されていたか。				
	工程管理	9	工程管理が、日常的に把握され、休日も確保されたか。				
		10	現場の状況変化の原因を明確に把握し、迅速かつ適切な対策がとられたか。				
	安全対策	11	安全対策は、危険箇所、危険作業等の現場状況を把握した上で、計画されていたか。				
		12	現場における緊急措置・防火対策が整備されていたか。				
		13	安全標識・保安施設等の整備・設置・管理は、現場の状況に応じて、適切に実行されたか。				
	品質管理	14	使用材料・機器の品質は、証明書等により確認ができたか。				
		15	材料の規格は、契約書・設計図書と適合していたか。				
		16	設計図書等により定めた品質を確保するため、実際の施工状況が指針、基準等を守りながら施工されたか。				
		17	現場試験の結果は、規格値を満足していたか。				
	その他 【減点】(法令遵守)	18	工事目的物の品質が維持されるよう、適切に養生されていたか。				
		19	法令が遵守されたか。一括下請等の建設業法違反、下請代金の延滞等の下請代金延滞防止法違反、従事者の就労に関する労働基準法違反または過積載等の道路交通法違反が、判明したときに減点する。 また、工事実績情報システム(CORINS)等、登録が義務付けられたものを登録しないときや、住民説明会等で取り決めた作業時間等を遵守しなかったときも、減点する。 【「標準」減点なし、「やや劣る」-5点(1つ違反)、「劣る」-10点(2つ以上違反)】				
	出来形	20	出来形管理書類は、適切に整理されていたか。				
		21	出来形の寸法・数量は、規格値・設計数量を満足していたか。				
		22	出来形の寸法・数量は、現場の計測結果と一致していたか。				
加点項目の計				0	0	0	0
減点項目の計					0	0	0
				入力エラーがあると、メッセージが表示されます！			

「監督員の上司」の評定基準

【良好】・・・十分である。明確で、わかりやすい。記録の整理に工夫が見られる。

【標準】・・・支障なく対応された。

【やや劣る】・・・記録の提出は適時であったが、修正が必要であった。

または、施工への影響が心配されたので、監督員が書面で是正を指示した。

【劣る】・・・監督員が書面で是正を指示したが、速やかに対応されなかった。

監督員の上司(所見)

評定者:

係長	
----	--

次の枠内に、監督員の上司としての所見を記載してください。

--

検査員の評価は、「良好」から「劣る」までの4段階です。
4段階のうち、いずれか1つを選び、「評価」欄の該当する箇所に、1を入力してください。

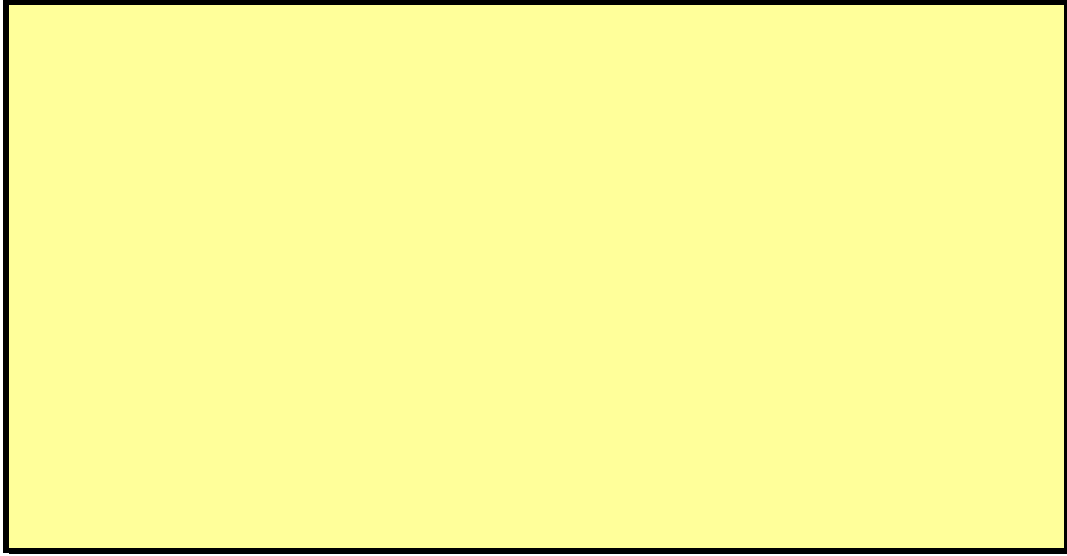
考査項目		番号	考査対象項目	評価【1を入力】			
大区分	小区分			良好	標準	やや劣る	劣る
出来形・出来栄	施工状況一般	1	施工計画書と施工方法とは、一致していたか。				
		2	工事記録写真の撮影は、撮影計画書どおりに行われ、表示等も適切であり、各工種の施工過程が記録されていたか。				
		3	【検査への対応】 下請負人を使用した場合・・・現場代理人等は、完了時等の検査の際、下請負人に頼ることなく自ら対応し、質問にも明確に回答した。事前準備も適切であった。 下請負人を使用しなかった場合・・・現場代理人等は、完了時等の検査の際、自ら対応し、質問にも明確に回答した。事前準備も適切であった。				
	品質管理	4	使用材料・機器（設備工事は設備）の品質は、証明書等により確認ができたか。				
		5	材料（設備工事は設備）の規格は、契約書・設計図書と適合していたか。				
		6	設計図書等により定めた品質を確保するため、実際の施工状況が指針、基準等を守りながら施工されたか。				
		7	現場試験の結果は、規格値を満足していたか。				
	出来形	8	工事目的物の品質が維持されるよう、適切に養生されていたか。				
		9	出来形管理図または出来形管理表が適切に整理されており、出来形の形状、寸法及び数量が、設計図書どおりに施工されていたか。				
		10	出来形の精度、性能及び機能は、設計値（契約図書）を満足していたか。				
		11	出来形管理書類の数値は、現地の計測結果と一致していたか。				
		12	出来形の管理について、社内の管理基準等が作成され、適切に社内検査を実施していたか。				
		13	出来形の品質は、規格値を満足し、ばらつきが少なかったか。				
	出来栄	14	不可視部分は、写真で記録されていたか。				
		15	既設の構造物・関連工作物との取り付け、すり合わせに、細かい配慮がなされ、適切に施工できたか。				
		16	施工管理記録等から、不可視部分の出来栄の良さがうかがえる。				
		17	工事目的物の全体的美観、納まり等は、良好であったか。				
		18	仕上がりは、きめ細かく良好で、丁寧かつ均一に施工されていたか。				
		19	工事目的物の適切な養生が行われ、汚れや傷が少なかったか。				
			20	工事目的物の清掃及び現場周辺の清掃、後片付けは、十分に行われていたか。			
小計				0	0	0	0
				入力エラーがあると、メッセージが表示されます！			

「検査員」の評価基準

<p>【良好】・・・十分である。明確で、わかりやすい。記録の整理に工夫が見られる。</p> <p>【標準】・・・支障なく対応された。</p> <p>【やや劣る】・・・記録の提出は適時であったが、修正が必要であった。 または、施工への影響が心配されたので、監督員が書面で是正を指示した。</p> <p>【劣る】・・・監督員が書面で是正を指示したが、速やかに対応されなかった。</p>
--

検査員(所見)

次の枠内に、検査員としての所見を記載してください。



工 事 成 績 通 知 書

御中

西東京市 総務部 契約課長
(公印省略)

平成 年 月 日に実施した下記検査について、次のとおり工事成績を通知します。

記

- 1 契 約 番 号
- 2 件 名
- 3 工 事 担 当 課
- 4 評 価 点
- 5 評 定

評価点に対する判定基準

総合評定	評 価 点	評 価 の 内 容
A	85点以上	他の模範となる優秀な工事
B	75～84点	良好な工事
C	65～74点	標準的な工事
D	55～64点	改善を要する工事
E	54点以下	今後の指名に影響を及ぼす工事